

審議会等の会議結果報告

1 会議名	平成29年度第1回津市人権施策審議会
2 開催日時	平成29年12月8日(金) 午後1時30分から午後4時20分まで
3 開催場所	津図書館 2階視聴覚室
4 出席した者の氏名	(津市人権施策審議会委員) 岡本祐次、楠本 孝、青木弘志、青木幸枝、伊藤好幸、 金子誠子、加納良子、川口節子、佐藤ゆかり、新開美雪、 炭谷拓治、高鶴かほる、武田宜久、谷口美子、辻岡利宏、 中川正治、原田朋記、堀川 清 (事務局) 人権担当理事 南 勇二 人権担当参事(兼)人権課長 大川祐喜 人権課調整・人権啓発担当主幹 多門伸浩 人権課人権啓発担当副主幹 長谷川隆一
5 内容	平成28年度津市人権施策推進事業の評価について
6 公開又は非公開	公開
7 傍聴者の数	0人
8 担当	津市市民部人権課人権啓発担当 電話番号 059-229-3165 E-mail 229-3165@city.tsu.lg.jp

・議事の内容 下記のとおり

事務局	<p>定刻になりましたので、ただ今から平成29年度第1回津市人権施策審議会を開催いたします。</p> <p>本日は、大変御多用の中、御参集いただきまして誠にありがとうございます。議事に入るまでの進行役を務めさせていただきます。人権課の多門でございます。どうぞよろしく願いいたします。</p> <p>それでは、開会に当たりまして、南人権担当理事が御挨拶を申し上げます。</p>
人権担当理事	<p>委員の皆様、こんにちは。人権担当理事の南でございます。</p> <p>皆様方には、年末の大変、御多用のところ、本審議会に御出席いただき、誠に、ありがとうございます。また、平素より市行政に格別の御高配を賜り、重ねてお礼申し上げます。</p> <p>本日は、平成28年度津市人権施策推進計画進捗状況評価書案の御審議をいただきます。平成28年には、障害者差別解消法、ヘイトスピーチ対策法、部落差別解消推進法といった差別解消に向けた法律が施行されました。</p> <p>現在、市ホームページをはじめ、あらゆる機会と通してこれらの法律の周知し、法律に基づいた施策の展開を図っているところでございます。</p> <p>本日、御審議をいただきます評価書案の作成にあたりまして、委員の皆様からは、多岐にわたり、御提言などをいただきました。誠にありがとうございます。</p> <p>併せまして、岡本会長をはじめ評価検討委員の皆様には、お忙しい中、幾度も御協議をいただき、評価書案としてまとめていただきましたこと、改めてお礼申し上げます。</p> <p>この後、事項書に基づきまして、それぞれの立場から忌憚のない御意見をいただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。</p>

事務局	<p>続きまして、当審議会の事務局であります人権担当職員の紹介をさせていただきます。</p> <p>《職員紹介（省略）》</p> <p>それでは、審議に入ります前に、お手元の資料の確認をお願いいたします。</p> <p>まず、本日の事項書、座席表、平成29年度評価検討委員班編成表、平成28年度津市人権施策推進計画進捗状況評価書案でございます。</p> <p>評価書案につきましては郵送させていただいておりますが、誤字等がありましたので、訂正したものを配布させていただきました。</p> <p>皆様、お手元にご覧ですか。</p>
事務局	<p>本日の委員の皆様の出欠状況ですが、上嶋委員は健康上の理由により欠席となっております。委員19名中18名の御出席をいただいておりますことから、人権が尊重される津市をつくる条例第11条第2項の規定により、本審議会は成立しておりますことを報告させていただきます。</p> <p>なお、本審議会につきましては、津市情報公開条例第22条及び第23条の規定に基づき、公開審議とさせていただきます。</p> <p>また、会議結果につきましては、市のホームページにおきまして公開されますので、併せて御了承ください。</p> <p>それでは、事項書に従いまして、岡本会長から御挨拶をいただきたいと思っております。その後、人権が尊重される津市をつくる条例第11条に基づき、岡本会長に議事進行をお願いしたいと思います。</p>
岡本会長	<p>改めまして、こんにちは。大変お忙しいところ、お集まりいただきましてありがとうございます。</p> <p>お手元に、平成28年度津市人権施策推進計画進捗状況評価書案があると思っておりますが、本日は、最終的な評価・提言をするということで、皆さんに活発な議論をしていただき、まとめていきたいと思っております。</p> <p>まず、最初に、本日までの平成28年度津市人権施策推進計画進捗状況評価書案作成までの経過を事務局に報告してもらいます。</p>
人権課長	<p>それでは、平成28年度津市人権施策推進計画進捗状況評価書案の作成までの経過につきまして、御説明申し上げます。着座での説明をお許しいただきたいと思っております。</p> <p>まず、この平成29年度の4月に、人権課におきまして、平成28年度に、本市で実施しました人権に関する事業の進捗につきまして、関係部局に調査を実施し、その結果を6月に委員の皆様へ送付させていただきました。その後、委員の皆様からいただきました事業内容についての御質問及び御提言に基づきまして、関係部局からの回答を取りまとめました。そして、取りまとめたものを3班の評価検討委員の皆様へ、8月から9月にかけて、班ごとに4回から6回、合計15回、評価検討委員会を開催し、検討いただきました。</p> <p>評価検討委員会による個々の事業の評価につきましては、A3判・横の表になりますが、平成28年度津市人権施策推進事業進捗状況評価表として、先日、皆様へ送付させていただいたところです。この事業進捗状況評価表を基に、評価検討委員の皆様には、それぞれの施策別の評価・提言をまとめていただき、先週、皆様へ送付させていただきました。このような経過を経て、各班が施策分類ごとの評価ランク、取組の評価と、今後の取組を取りまとめ、評価書案を作成していただきました。その後、岡本会長、楠本副会長にもご覧いただいたものが、お手元の平成28年度津市人権施策推進計画進捗状況評価書案でござ</p>

	<p>います。</p> <p>本日の審議会におきましては、この評価書案を皆様に、御審議いただき、津市人権施策審議会による平成28年度津市人権施策推進計画進捗状況評価書としたいと思います。なお、この評価書案の1ページから2ページの「平成28年度の人権に関する施策の取組状況について」につきましては、本市の各課が実施しました施策でございますので、人権課でまとめて記述いたしました。本日は、3ページの「2. 総合的な評価・提言」から最後までの部分について御審議いただきたいと思いますが、1ページから2ページの「平成28年度の人権に関する施策の取組状況について」につきましても、御意見がございましたらお受けしたいと思います。</p> <p>経過報告は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>ありがとうございました。それでは、審議に移りますが、進行については、1項目10分以内で進めていきたいと思っております。</p> <p>評価検討委員の皆様には、各施策の評価・提言を取りまとめていただき、ありがとうございました。進行の方法ですが、まず、1ページから2ページの「1. 平成28年度の人権に関する施策の取組状況について」につきましては、審議会委員からの評価は不要となっております。市の実施した施策の取組状況ですので、人権課で各課の施策の取組状況を調査したものをまとめてもらいました。よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、実際の施策についての進捗状況評価は、3ページからですが、3ページから5ページは「総合的な評価・提言」ですので、まず、6ページ以降の「3. 施策別の評価・提言」から、一つずつ意見をいただきながら進めたいと思っております。その後、3ページに戻って、皆さんの御意見をいただきたいと思っております。進め方ですが、まず、事務局に朗読してもらってから、担当の評価検討委員さんから補足することがあればコメントをいただきたいと思っております。6ページの「人権啓発の推進」から順次進めていきたいと思っておりますが、評価検討委員の谷口委員が所要のため途中で退席される予定ですので、6ページの「人権啓発の推進」のあと、12ページの分野別施策「子どもの人権」を先に行いまして、その後7ページの「人権教育の推進」に戻り、あとは順次進めたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。</p> <p>それでは、6ページ、人権啓発の推進、評価ランクはCとなっております。</p> <p>担当いただいたのは、谷口委員さんと青木委員さんです。事務局、朗読をお願いします。</p>
岡本会長	<p>人権啓発の推進。評価ランクC。ある程度進んだ。</p> <p>1、取組の評価。地域人権啓発事業においては、今年度も地域に根付いた取組が継続して行われたことが報告されており、関係者の意識の高さと熱意、努力を感じる。住民と協働したイベントの開催や地域の特性を生かした啓発活動を展開している取組は大いに評価に値する。</p> <p>児童虐待防止に関する啓発は、さらに虐待の早期発見と未然防止となる意識の啓発に努めていただきたい。</p> <p>企業啓発事業においては、市関係課が連携して、市内の企業30社への啓発を行ったことは評価に値する。今後も継続した取組を望む。</p> <p>人権週間啓発事業、人権講座等の開催、広報紙での人権啓発、男女共同参画事業については、慣例化された事業となっているものもあるが、多くの人に届けるためにも、今後もネット利用など効果的な広報の仕方にも工夫しながら、よりニーズにあった内容の工夫を加えた活動の継続を期待したい。</p> <p>職員人権研修については、行政のあらゆる分野において人権尊重の視点に立</p>
事務局	

	<p>って取り組むことができるよう、個々の人権感覚を醸成することが目的であるので、職員の参加が100%となるように努め、研修内容の充実を図り今後も継続して取り組むことを望む。</p> <p>まとめ。各事業が課題・問題点を基本方針に立ち返り明確にすることは、今後の事業の進展につながることである。しっかりと対策が取られている事業については大いに評価に値する。継続する意義は大きいですが、慣例化している事業においては継続することが目的化しているものもあるように伺われる。参加者が固定化しない広報の工夫や内容の検討が必要と思われる。</p> <p>2、今後の取組についての提言。人権啓発は人権侵害を未然に防ぐために必要不可欠なものである。よって、人権問題を幅広く捉え、あらゆる分野での啓発を工夫して継続する必要がある。</p> <p>人権に対する意識は学びや体験を通して変化するので、地域に根差した取組や講演会、研修等は継続して行うことに意義がある。一人ひとりが身近な問題、自分の意識の問題として捉えない限り社会は変化しないし、また、そのための啓発事業でなければならない。</p> <p>社会への発信と個人の意識改革を同時に進めていく必要がある。津市においても、地域との関係を持たない人や外国籍の人も多いので、そのような人に向けての情報発信を工夫しなければならない。情報化社会に合わせたSNSの活用など新たな視点・工夫を加えた啓発の推進が必要である。以上です。</p>
岡本会長	担当の評価検討委員さん、補足することはございませんか。
谷口委員	人権の啓発は、非常に難しいことだと思います。ただ、継続して行うことによって、人が知ること、気づくことにつながるという面では、継続することは非常に大切ですが、時代の変化に対しての工夫や新たな方案などが必要であると事業報告を通して感じました。
岡本会長	コメントを付け足していただきましたが、そういう考えの基に、評価・提言をまとめていただきました。
青木幸枝委員	少しよろしいですか。外国につながる人への情報発信ですが、市のほうでは、かなり翻訳されて、以前より整ってきていますが、市から発信していただくのも大切ですが、例えば、ポータルみえのように、すでに外国の方に発信しているサイトがありますので、そこに情報提供するとか、活用するといったことも今後考えていただければと思います。
岡本会長	それでは、御質問、御意見はございますか。評価ランクも含めて、よろしいでしょうか。
伊藤委員	<p>まずは、評価を担当された皆さん長時間にわたって議論されてまとめていただきましたことに敬意を表したいと思います。</p> <p>全体に関わることですが、先に送っていただいたそれぞれの事業の個表、これを基に、Bランク、Cランクと評価をまとめていただいたのだろうと推測するわけですが、個表の中には、5段階評価があります。1から5まで評価がありますけれども何を基準に評価をされたのか手元に届いておりませんので、そういうものがあれば提示していただきたいと思います。その結果、ある程度進んだという評価をなされたのだと思いますので、評価基準についてお示しいただければと思います。</p>

人権課長	今、手元にはございませんけれども、前回の審議会の際に評価検討の方法の話の中で、その評価基準はお渡しさせていただいていると思いますが、後ほど改めてお渡しいたします。
岡本会長	この段階で方針を出しておいて、それに則って進めていただいているということです。
伊藤委員	前回の審議会の際は、別の委員会に出席していたものですから、評価基準があればいただきたいと思います。
佐藤委員	それに関連して、例えばそれぞれの事業について評価点が付いています。その点数を基に平均何点だからCにしましたとか、Bにしましたとか、そういう作業をされたわけですか。
人権課長	総合評価は、検討委員会の中で5段階評価をしていただいています。総合的な判断の中でCランクという評価をいただいていますので、5段階評価の平均点を基準とした評価、例えば3点ならCランクといった評価はなされておられません。
佐藤委員	はい、分かりました。
堀川委員	書かれている内容には異論はございません。人権啓発の推進ということで、日本社会の中の大きな問題は、人のこと、家庭のことに口を出すことを嫌う、出されることを嫌う。私は特に児童虐待に関心を持っていますが、よその子どもが不適切な状態にあるのに、口出ししたいのにしにくいと。また、社会もそれをしないのが当たり前というような風潮があります。これは一朝一夕では直ることはありませんが、そういうことも含めて市民の意識改革を長く時間がかかるかもしれませんが考えていかなければならない。そういうことも人権啓発の推進の中に多少は意識をしていかなければいけないと思っています。 これはたまたまアメリカで女優さんによって、監督やプロデューサーのセクハラの問題を発言されて、これは今年のアメリカのフォーチュンか何かの表紙を飾るようですけれども、社会を変える、そういう意識が出てくる必要がある。それはいきなりできるわけではないですけれども、人権啓発の推進というのは、単に人権は大事だよ大事だよと、単にとは言いませんがしっかりやっただけでいいとは思いますが、ではなくして、絶えず必ずしも従来からきたものを抵抗のあるものも、場合によってはそこを戦いしながらもいかななくてはいけない意識も出てくると思います。そういうような考え方、感じを持っていただきたい。もう少し発展するかもしれませんが、女性の問題も同じですが、セクハラに対するものは、本人がたとえ直接的に拒否しなかったとしても、それは性的虐待であるという話がありましたけれども、社会の変化、人々の意識の変化、国内だけではなく世界を含めた、そういう流れの中で考えていかなければならないということから、人権啓発の推進に関しては広い視野を持っていただきたいと思います。語句的にどうこう言うものではありません。
岡本会長	全体にわたって人権啓発を考える場合、こういう考え方を持ってほしいという御意見でした。
青木弘志委員	冒頭に理事さんから平成28年度に人権に関する三つの法律が制定されたと指摘されました。私もいろんな場面で市民の方々と議論しますが、三つの

<p>岡本会長</p>	<p>法律が制定されたという事実を知っている方は、ほとんどみえませんが、これは考えていかなければならない。三つの法律の理念を市民の方々に共有していただくかなければならないので、啓発の今後の取組の提言の中できちんと周知徹底を図るという方向性を入れておく必要があるのではないかと思います。</p> <p>今、評価しているのは平成28年度の人権施策の評価点検になりますので、以後おっしゃられたように、そういったものを理念として打ち出しておいて、皆さんに共有してもらいながら進めていく必要があるのではないかと思います。これは全般にわたるお話でした。</p> <p>そういう御意見をいただいておいて、人権啓発の推進につきましては、評価ランクはC、ある程度進んだとなっています。これも含めて、このように取りまとめてよいか伺いたいと思います。</p> <p>それでは、このように決したいと思います。</p> <p>先ほどもお話がありましたように、先に子どもの人権を進めたいと思います。12ページをご覧ください。それでは事務局、朗読をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>子どもの人権。評価ランクC。ある程度進んだ。</p> <p>1、取組の評価。福祉医療費等助成事業については、貧困家庭や一人親家庭の医療費負担を軽減するという点においては評価されるが、現状では窓口で一時支払いのために必要な治療をあきらめる場合もあるので、窓口無料化になることを望む。</p> <p>子育て支援事業においては、定期的な広場の開催や子育て相談の体制は評価できるが、何より保護者や子どもに直接に関わる支援者の資質がとても大切であるので、連携を図りながら人材育成とさらなる充実を図りたい。</p> <p>相談事業は、育児相談では育児の問題から家庭の問題に及び、家庭児童相談では相談の内容が緊急性の高いものや多様なものになってきている。青少年の悩み相談においても子どもたち自身の悩みも多様化してきている。相談を受ける保育士、ボランティア、スクールカウンセラー、スマイルハートサポーター、母子保健推進員の資質が課題となるので研修を充実されたい。</p> <p>児童虐待防止ネットワーク会議においては、今後とも構成機関の連携のもとに継続した活動を期待する。</p> <p>地域で子どもたちを見守る事業は、今後も継続して進められたい。</p> <p>病児・病後児保育事業の充実については周知活動とさらなる拡充を望む。</p> <p>放課後児童クラブ育成及び支援については、利用者増えていることへの対応と子どもの人権に配慮された居場所になるように支援者研修の充実を望む。</p> <p>まとめ。今年度も継続している事業が多く、前年度を踏襲して行われていると感じられるものがかかなりあった。昨年度より改善、工夫や努力がみえる事業もあったが、全体的に計画の基である、子どもが主体的に取り組む活動及び子どもの権利意識を醸成し、擁護するための活動という目的に対して、事業の課題・問題点が捉えられなければならないが、事業を行うことが目的になっていると感じられるものが多かった。甚大な労力を注ぐ事業が積み上げになることを願望する。</p> <p>2、今後の取組についての提言。今年も、子どもの貧困、子どもの自殺、児童虐待、いじめについて、新聞やテレビで報じられることが多かった。減少する傾向がない上に、深刻化してきているように思われる。津市においても子どもが自ら命を絶つ悲しい事件があった。</p> <p>子どもは身近な人に心配をかけたくないと平然を装う場合が多いので、周りは気づかないケースが多い。虐待には身体的、心理的、性的虐待、ネグレクトがあるが、今は最も多いのが心理的虐待という調査結果がある。親は子どもの</p>

	<p>ためとかしつけと思っていることが多い。虐待を親の問題ではなく社会の問題として捉える必要がある。親自身が虐待を受けていたり、子育てに不安を抱く親は多いので、養育支援や子育てを地域で支える仕組みが必要である。また、子どもも親もSOSを出せる地域づくりも必要である。そのためにも今行われている事業が連携して情報共有することが大事である。</p> <p>子どもには、生きる権利、守られる権利、育つ権利、参加する権利（子どもの権利条約に基づく四つの柱）があり、社会はそれを保障しなければならない。2016年5月の児童福祉法の改正では、すべての児童が健全に育成されるよう、福祉の保障等の内容が明確化されている。津市においてもこの状況を深刻に捉え施策に取り組む必要がある。そのためにはあらゆる施策に子どもの権利保障の網掛けができる津市の子どもの権利条例が制定されることを切に望む。以上です。</p>
岡本会長	<p>事務局から朗読をいただきましたが、谷口委員さん、青木委員さん、補足説明はよろしいですか。</p> <p>それでは、ここが聞きたいということがあれば、質問なり御意見をいただきたいと思います。</p>
堀川委員	<p>まとめの最後のところですが、「甚大な労力を注ぐ事業が積み上げになることを願望する」というのはどういうことを言っているのですか。</p>
谷口委員	<p>いろいろな事業が毎年継続して行われています。大部分が現状維持することで、そのこと自体が努力のいることなので、それは分かりますが、そこにとどまっている印象を受けました。そこに関わっているいろいろな方々の労力を思ったときに、そのことがあまり成果に表れてきていないと感じたことからこのように記述しました。</p>
堀川委員	<p>この言葉を読んで分かりますか。少し文章を修正したほうがいいのではないかと思います。</p>
青木幸枝委員	<p>分かりにくいというお話ですね。踏襲することに努力するのではなく、取組を前に進めることに努力するべきであるというような趣旨で修正することで再度検討したいと思います。</p>
中川委員	<p>いじめについては、新聞報道でも、ここに書いてあるとおりですけれども、具体的にどのように取り組んでいくかということをお示しいただいたほうがよかったですのではないかと思います。ただ単に、今後取り組むではなく、今後どのようにしていけばいいのか。教育委員会をはじめ先生も含めてどのようにしていくのか。教育委員会のほうから出てくるかと思いますが、私たち民生委員も関わって、子どものいじめ、また、学校内でのいじめも大きく取り上げています。そのように協働して取り組んでいることを念頭に置いて取り組んでいただきたいと思います。</p>
岡本会長	<p>これからまた年度が進んで、29年度の評価検討をしていただくこととなりますが、そういうところで、中川委員さんの意見を生かしていきたいと思います。</p>
楠本副会長	<p>今後の取組についての提言のところ、心理的虐待が増えているということですが、そのあとに子どもに対するしつけのことが書かれていますけれども、むしろ心理的虐待は子どもの面前でのDVがその子どもに対する心理的虐待に当たるといって急速に増えて来たように、認知件数が増えて来たように思うわけです。</p>

岡本会長	<p>すると、DVの問題と児童虐待の問題をつなげて考えるというような発想が必要ではないかと思っておりますので、来年度からでも入れていただければと思います。</p> <p>貴重な御意見だと思っておりますので、以後、そういうことも考えながら進めていただくことにしたいと思います。</p>
高鶴委員	<p>この「甚大な労力を注ぐ事業が積み上げになることを願望する」というと一般の方々が見られると分からないと思っておりますので、少し表現を変えていただいたほうが良いと思います。例えば、「時代の流れに沿って新たな視点による事業の展開を望みます」というような文章のほうが、言われたほうの担当課も私たちの思いを受け止めてくれると思っております。文章はお任せしますので、「そのような過去の事業を漫然と繰り返して行うことなく新たな事業も展開してほしい」と修正していただけたらと思います。</p>
岡本会長	<p>この文章については、検討させていただいて、変更するなら変更していきたいと思っております。</p>
炭谷委員	<p>先ほどもありましたように、評価について、書き方について、今後のあり方について、問題とは何か、もっと具体的に問題点を列記していただければ、来年はこの提言に基づいてこう解決していこうという計画につながるのではないかと思いますので、できればこれにプラス問題を洗い出していただいて、その問題の範囲もあまり細かいことではいけないとは思いますが、大枠で示していただければ、我々聞くほうも、今後このことについて討議されていくのだなという理解がしやすいのかなと思っておりますので、是非、御検討をお願いします。</p>
岡本会長	<p>年度初めに津市人権施策推進計画を出しておられます。それがどれだけ進捗しているかを見ているわけです。範囲が絞られているわけです。人権施策推進計画の進捗の評価になっています。</p> <p>いろいろ御意見をいただきました。それぞれ重要な御意見でございますので、検討させていただくということで、これは残しておいて、皆さんに結論が出たところでお知らせするというにしたいと思います。お認めをいただきますか。</p> <p>ありがとうございます。それでは、子どもの人権、評価ランクはCといたします。少し残された問題がありますので、指摘のあった箇所については、我々が事務局とともにまとめ上げたいと思っております。</p> <p>それでは7ページに戻っていただきます。人権教育の推進です事務局、朗読説明をお願いします。</p>
事務局	<p>人権教育の推進。評価ランクB。進んだ。</p> <p>1、取組の評価。中学生意見交換。3年目を迎える白山市民会館人権学習、(中学生友の会)と長野教育集会所地区学習会(みどり会)の生徒による県外研修は、生徒たちにとって人権を身近な自分の問題として捉える貴重な体験の場として評価できる。また、課題・問題点で、見学や説明を聞く時間が多くを占め、生徒たちが感想を話し合い、意見交流をする場を持てなかったことを挙げ、今後の事業予定で、バスの移動中に時間を持ち、事業を深めたいと計画しており、4年目を迎える次年度の事業に期待したい。</p> <p>ボランティア体験。社会との関わりを考える学習活動として取り組まれているボランティア活動や職場体験活動は、子ども自身が地域の一員として認識し、自尊感情を育むとともに、社会の中で役に立つことができるという実感を得られる体験活動として成果を上げ評価できる。今後の事業予定にあるよう</p>



	<p>に、生徒たちが、将来に向け自分自身で考え、判断し活動できるような取り組みの工夫に期待する。</p> <p>幼稚園・保育所における保育事業。中学校区で、保幼小中が連携しながら、一貫した系統的・継続的な人権教育を進めている実践交流・研修は評価できる。課題・問題点に、努める必要がある、実践を進めるとあるが、具体的な方策も示し、是非、次年度の取組に生かされたい。</p> <p>公民館管理運営事業。公民館では地域の学びの拠点として多くの講座が開かれ、地域住民が参加している。今後も円滑な運営並びに施設内の安全な環境を整備し、住民が安心して学習活動ができるように適正な管理運営を望む。</p> <p>人権学習推進事業。昨年度から実施申請書に、より具体的に学習の企画経過を求めるなど工夫を凝らした結果、人権教育カリキュラムにおける位置づけを明確に持ちながら取り組む学校が増えたことは評価できる。</p> <p>人権教育推進に係る事業。生徒の主體的な活動の場としてフォーラムを活用し、子どもたちがつける力を考え、小中を通した人権教育カリキュラムを作成し取組を進めている中学校区が増えてきたことは評価できる。</p> <p>人権教育ステップ・アップ事業。急速に進む世代交代が課題・問題点として挙げ、初任者の育成と共に、学校現場で初任者を育成する管理職やミドルリーダーである人権教育担当者を対象とした研修を計画したいとしており期待する。</p> <p>人権教育講演会。昨年度の今後の事業予定でも、行政主導型から市民参画型の人権教育講演会を実施していくとあり、その成果に期待する。</p> <p>まとめ。人権教育の推進は、様々な担当課により、それぞれ事業概要を示しながら進められている。一貫した系統的・継続的な人権教育を行なうために保幼小中が連携しながら進めている事業もあり、他の事業でも参考とされたい。また、課題・問題点をしっかり捉え、その解決のための方策を次年度の事業予定に活かしている事業も多くみられた。</p> <p>2、今後の取組についての提言。人権教育は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、住民がその発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供と、効果的な手法の採用、住民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。また、中学校における職場体験は、小学校での街探検、職場見学等から、高等学校でのインターンシップ等へと体験活動を系統的につなげていく意味において、重要な役割を持っている。このため職場体験は、各学校において、事業所や地域との深い連携・協力関係のもとに、生きた学びの場を構築していくという観点に立って、幅広く導入していくことが強く望まれる。以上です。</p>
岡本会長	川口委員さんと加納委員さんに担当いただきましたが、加えていただくことがあればどうぞ。
川口委員	<p>見てみますと、ここだけ評価ランクをBとさせていただいています。私たちは5年間過去にさかのぼってどのように私たちの提言を含めて次年度に生かされているかを見ています。5年ほど前は、踏襲する事業だけで毎年同じことが書いてありましたので、意見の中で課題・問題点をしっかり捉えて、それを次年度に生かすということが事業の本質ではないかと書かせていただいたところ、28年度は特に課題・問題点をしっかり捉え、次年度に生かしたいとのことで、しっかり28年度は実施していただいているので、人権教育の推進は随分進んでいると思います。27年度もBだったのですが、27年度のBよりも28年度のBのほうがランクは上かなと思います。</p>

岡本会長	<p>最初のところの評価を見ていただくと分かりますように、ここは昨年も、一昨年もB評価をいただいています。それも含めて考えていただきたいと思います。</p>
川口委員	<p>評価表の他の施策分野を読ませていただいても、人権教育の推進は随分表現が目に見えるような形で進んだところが書いてあります。多分ほかの施策も進んでいるとは思いますが、忙しいから去年と同じようなことを書くといったことが見られるので、私たちが見る人権施策進捗状況評価というものが庁内においてどのような位置づけになっているのか、一度、人権課のほうで再度確認して、進んだところはきちんと書いていただくようになれば、多分、他の事業もランクBの「進んだ」になると思います。</p>
岡本会長	<p>先ほども言いましたように、これだけがランクBでございますので、それも含めて、御意見とか御質問があればお出しいただきたいと思います。</p>
堀川委員	<p>字句の問題ですが、2か所。まず、取組の評価の下から二つ目、人権教育ステップ・アップ事業の中で、「急速に進む世代交代が」とありますが、「世代交代を」ではないかと思えます。それから、今後の取組についての提言の1行目ですが、「住民がその発達段階に応じて」とありますが、子どもであれば発達段階という表現でいいと思えますが、住民に発達段階という表現はあまり使わないと思えます。</p>
岡本会長	<p>語句の問題で必要があれば検討委員さんと検討して修正していくこととします。</p>
原田委員	<p>よろしいでしょうか。2点あります。1点目は、Bの評価をされたことは、学校現場で部落問題に限らずいろんな事象が起きているということは情報として入ってきています。例えば、ある中学校で1年生から3年生まで部落問題学習を重ねたあとの段階で、親の偏見やうわさを鵜呑みにしてしまうといった作文があがってきたりだとか、そういったことを考えたときに実態とか実情を知るという意味でこの場に人権教育課も入っていただいたほうがいいのではないかと思います。1点目です。</p> <p>2点目としては、先ほどの人権啓発の推進のところでありましたけれども、三つの法律が施行されたわけですが、障害者差別解消法は平成28年4月1日、ヘイトスピーチ解消法は6月3日、部落差別解消推進法が12月16日であると考えたときに、ヘイトスピーチ解消法も部落差別解消推進法もそれぞれ10カ月と4カ月という取組の期間があったと思います。評価書を読んでみますと、障害者差別解消法については触れられているところがありますが、残りの二つの法には触れられていないので、教育・啓発の重要性もうたわれているからこそ、提言のほうに是非反映していただけたらと思います。罰則規定のない法律で、理念法、宣言法と言われていますけれども、差別は許されないものと社会規範として決められたものを広く知らせていくことも啓発や教育の一つだと思いますので、そのあたりを是非提言のほうに入れていただけたらと思います。</p>
岡本会長	<p>確かにおっしゃるとおりですけれども、この28年度人権施策推進計画の進捗状況の評価の中に入れていいものかどうか、その点が問題で、つまり、1年遅れで評価は行われています。</p>

原田委員	<p>例えば、部落差別解消推進法は、平成28年12月16日に施行されていますので、4か月間、津市の行政として取り組まれなかったということですか。</p>
岡本会長	<p>そのあたりは事務局どうですか。</p>
人権課長	<p>評価書の5ページには、平成28年度に差別解消の三法の施行と記載はしています。提言は次年度に向けての提言です。検討委員の皆様の御意見もあろうかとは思いますが、この法律について書き込んでいくことは、それまで事業計画に記載してなかったこともあります。次年度に向けての取組として、そういう内容を記載しないということでもないのでとは思っております。検討委員の方々とすり合わせをさせていただき、皆様の御意見を伺いながら修正するのであれば修正してまいりたいと思います。</p>
青木弘志委員	<p>今後の取組についての提言ですが、一つは中川委員さんも言われましたけれども、学校における人権教育の一番中心の課題というのは、子どもたちの中にあるいじめとか差別とかいった問題を人権学習の中できちんと考えていく。そしてその上に立って仲間づくりを進めていくことによっていじめや差別のない、そういうものを許さない主体者を育てていくというのが基本的な概念なんです。その部分が少し触れられていないところがあるのではないかと思います。そのあたりを提言の中で触れさせていただきたいと思います。特に私ども、市教委といろいろと議論をする中で、今一生懸命、市教委はいじめとか差別のない学級、学校づくりに向けて頑張ってくれていますが、まだまだそれが十分でない。その事実もあるわけですが、少なくとも何とかやりたいというような意気込みみたいなものは評価していきたいと思います。</p> <p>二つ目は、提言の3行目の部分です。「住民の自主性の尊重」と書かれています。当然のことだと思います。「実施機関の中立性」。これも大事だと思いますが、ここで中立性をどうこう言うよりも、私どもが感じますのは、実施機関が主体的にやらされるのではなくして、主体的に人権尊重に向けての取組を地域の方々と連携しながら行っていくという方向のほうが、川口委員さんの言われる意味はそういうことだと思いますが、ここで中立性どうのこうのということになってくると、何か馴染まない部分があると思います。少しお考えいただきたいと思います。</p>
川口委員	<p>ありがとうございます。検討させていただきます。</p>
岡本会長	<p>意見をいただいて、検討するとのことであります。</p>
佐藤委員	<p>取組の評価の最後、人権教育講演会です。これに関しての内容が、事業予定について成果を期待するとされていますが、この事業年度の評価に関する部分を書いてありませんので、この内容については、今後の取組についての提言に挙げていただいて、この人権教育講演会の評価としては、前段階として、事業の50番だと思いますが、人権教育講演会を行政が一方的に行うのではなくて、地域住民や市民活動団体とどんなことをしたらいいか地域課題も含めながら考えたこと、これを評価として書いていただいたらどうかと思いますが、いかがでしょうか。</p>
岡本会長	<p>御意見をいただきましたが、青木委員の御意見と併せて検討をさせていただくことでよろしいですか。佐藤委員よろしいですね。</p>

青木幸枝委員	<p>人権教育カリキュラムが取組の評価として書いていただいています。特に若い先生で何をしたいのかわからない人にとって指針があるということで評価できると思いますが、現場の中ではこれができただけで去年の3年生がしたことを今年も同じようになぞるという逆のデメリットも出てきているところもありますので、実態把握が前提であると。去年の3年生と今年も3年生は、実態が大いに違ったら取組も違はずですので、実態把握が基盤にあって、その上ということをごどこかに入れていただけたらと思います。</p>
岡本会長	<p>これも貴重な御意見だと思いますし、メモをしていただいております、修正を加えるということにしたいと思います。</p>
川口委員	<p>今後の取組についての提言で、堀川委員さんからの御意見で「住民がその発達段階に応じて」というのはおかしいという御指摘をいただきました。私は文章を読み込んでいて、このまま意味が分かっていますから「住民が」という表記があるかなと思ったんですが、初めて読まれた方が読んでみたらここがおかしいと思われたので、言いたいことは、住民にとって子どものとき、幼児期はあったわけですから、発達段階において人権教育を受けておけば大きくなったときに理解を深めた市民になるのではないかとということで、「人権教育は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場」と書いてありますので、「住民が」を抜いて「その発達段階に応じて、人権尊重の理念に対する理解を深め」ということではいけないでしょうか。</p>
岡本会長	<p>そういうお考えも含めて修正を加えることでお認めをいただきたいと思います。それでは、人権教育の推進、評価ランクはBでございますが、これも含めてよろしいでしょうか。御異議がないようですので、このように決したいと思います。</p> <p>その次、8ページ。相談・支援体制の充実でございます。検討いただいたのは、これも1班に担当いただきました。評価はCランクとなっております。事務局、朗読をお願いします。</p>
事務局	<p>相談・支援体制の充実。評価ランクC。ある程度進んだ。</p> <p>1、取組の評価。公害に関する相談。法規制のある場合は、原因者、申立人に対し規制内容を周知し、規制対象外の場合は市が間に入りお互いの譲歩を引き出すことで、少しでも苦情のもととなっている事象が軽減するよう、個人情報保護の配慮しつつ、親身な相談、支援体制をとって評価できる。</p> <p>青少年の悩み事相談。今課題になっているいじめ問題に対して、子どもや教師の間で、いじめ行為に対する認識のずれがあることから、津市いじめアンケート調査用紙を作成し、共通認識を持った上で実施していることは評価できる。また、相談者のプライバシーに配慮しつつ、更に子供が相談しやすい体制に努められたい。</p> <p>外国人住民の生活相談。言語的な障壁により、行政から市民に周知されるべき情報あるいは受けるべきサービスが、行き届かないことの無いよう取り組まれたい。</p> <p>女性相談。近年、女性を取り巻く状況も急激に変化し、相談内容も多岐に亘るため、常に情報収集に努め適切な助言や指導を求む。</p> <p>婦人保護事業。緊急度が高い案件については一時保護の措置を取り、被害者の安全確保を行いながら、自立した生活に向けての様々な支援を実施している。</p>

	<p>児童虐待防止等ネットワーク会議。個別ケース検討会議を年間を通して随時開催し、当該児童に対する具体的な支援内容の検討協議が行われている。</p> <p>勤労者のメンタルヘルス相談事業。日本の産業構造の変化にともなって、職業生活上で強いストレス・不安・悩みを感じている労働者が増えており、うつ病などの精神疾患や自殺者数の増加などが深刻な社会的問題となっている。悩みを抱える労働者が気軽に相談でき、プライバシーにも配慮された場で行われる相談事業はますます必要となる。</p> <p>広報紙やHPによる人権相談の情報提供。市ホームページでは、津地方法務局で行っている人権擁護委員による常設相談や、電話相談について掲載。また、広報津では、津地方法務局や津人権擁護委員津地区委員会による特設人権相談の詳細や常設人権相談について掲載しているが、見やすく利用しやすい記事掲載に努められたい。</p> <p>差別事象への対応。差別を助長する恐れがあるインターネット上の差別的な書き込みに対して、人権課と人権教育課が連携して、津地方法務局人権擁護課へ削除依頼を行うとともに、関係機関と情報の共有化を行っている。</p> <p>相談事業の充実。カウンセラー相談の予約が多く、相談日当日の受付が難しくなっていることが課題であったが、状況に応じて工夫し、相談しやすい環境を整えながら、相談事業を継続して実施し評価できる。</p> <p>まとめ。近年、少子・高齢化や社会構造の変化と共に、公害問題や青少年の悩み事相談、外国人住民の生活相談、女性相談、児童虐待、勤労者のメンタルヘルス相談等、求められる支援の内容も変わり、多岐に亘る相談事業が行われている。</p> <p>2、今後の取組についての提言。一部、課題・問題点を挙げていない事業や、取組状況、課題・問題点、今後の事業予定に毎年同じ回答を寄せている事業も見かける。前年度に取り組んだ事業をしっかりと見つめ現状分析を行ない、そこから課題・問題点を見出して、対応策や改善計画を立て、次年度の事業に反映させることは、事業を推進するにあたり、とても大切である。特に継続事業においては、単なる繰り返しの陥らないよう、時代や人々のニーズを把握検討し、さらなる創意工夫を重ねることを求めたい。以上です。</p>
岡本会長	<p>評価ランクはCでございますし、このところも川口委員さん、何か補足していただくことがございましたらどうぞ。</p>
川口委員	<p>相談・支援体制というのは、相談者の一人ひとり問題点や考え方が違うので大変だなということはよく分かっているつもりですが、相談事業に対する人の配置が少な過ぎるのではないかと思います。私もこの問題に関しましては、友人の中で、どうしても知っている人には相談はしたくないので、市の相談のほうに伺ったら、たらい回しにされて結局どうなったかわからないということも聞いています。そのようなことがないようにということですが、それからもう一つ、特に、相談事業は、取組上、今後の取組についての提言に書かせていただいた傾向が強いようですので、来年度は是非、課題・問題点を捉えて、ここに事業実績をきちんと出していただいて、それを基に合った成果を次年度につなげていただくというように、折角、このような事業があるわけですから成果が上がるような事業にさせていただくようにしていただきたいと思います。</p>
岡本会長	<p>それでは、一か所だけ、取組の評価の相談事業の充実の最後のところですけども、「実施し評価できる」とされていますが、「実施しており、評価できる」としていただいたほうがいいのかと思います。読む者としてはそのほうがいいのかと思いました。では、そのようにさせていただいてい</p>

伊藤委員	<p>たきます。</p> <p>二つお願いしたいと思います。まず一つは、取組の評価の下から二つ目になりますが、インターネット上での差別の書き込みがあります。これについて、法務局のほうに削除の要請をされたということが書かれています、その結果どうだったのかというのを是非教えていただきたいと思います。</p> <p>もう一つは、先ほど川口委員がおっしゃったような相談窓口でございますけれども、津の相談窓口相談したくない、知られたくないということで他の市町のほうに相談されたという事例もあるわけですが、その結果、回答の中に命に関わるような問題については情報共有をしていますということが書かれています。相手の方がなぜ他の市町に相談したかということもきちんと捉えていただいて、プライバシーに関わることもございますので、是非、そのあたりの配慮もしていただければと思います。</p>
岡本会長	<p>これについて、川口委員、何かございますか。</p>
川口委員	<p>取組の評価の下から二つ目ですが、削除依頼を行うという表現しか確かなかったと思います。おっしゃるとおり、その結果どうなったかということも報告していただくとはっきりとしますし、また、次年度もその結果を踏まえて、ますます事業が進めやすいと思います。相談事業の件では、確かに津市では知られたくないとおっしゃる方もみえると私も聞いております。</p>
岡本会長	<p>同じような指摘は、前にも出ていたのですけれども。</p>
川口委員	<p>私は命に関わることは共有するということは非常に大事なことではないかと思えます。ただ、相談員の方が絶対にプライバシーを守るという法令があるかどうかは分かりませんが、その辺をきちんと信頼されるべき相談員であってほしいと思います。そして、共有したことによって救われる方も出てくるのではないかと思います。</p>
岡本会長	<p>それでは、法務局のことが出ておりましたが、武田委員さんいかがですか。</p>
武田委員	<p>人権課の大川課長、また、人権課の方々と常日頃から情報共有して、さまざまな人権課題について取り組んでいます。その中で、インターネット上の権侵害につきましても、すべて対応しているという実情ではないんですけれども、当課で行えるものについて、どういった人権侵害があったかを申告された方と面談などをして、お話を伺ったうえで、例えばプライバシー侵害にあたるか、名誉棄損にあたるかといった判断をされましたら、削除依頼をプロバイダにしたりしています。相談された事案でも人権擁護機関として、この事案については削除をしないという事案もございます。当課で削除できないと、削除依頼ができない場合はその方に削除の方法を教えたりして手続きしているのが実情です。</p>
楠本副会長	<p>今の件でお教えりたいのですが、インターネット上にヘイトスピーチがあって、それについて削除依頼があったような場合はどのような対応が考えられるのでしょうか。</p>
武田委員	<p>例えば、ヘイトスピーチはどういった内容でしょうか。</p>

楠本副会長	ヘイトスピーチ解消法に規定されている不当な差別的な言動です。
武田委員	ヘイトスピーチの場合、適法に日本国内にみえる方でどなたが侵害されたか、どういった内容で侵害されたかということがありますので、基本的には、侵害された方からの申告などがあつた場合に、具体的なお話を聞いて手続きすることはあると思います。
楠本副会長	ヘイトスピーチの場合は、特定の個人が対象になっていない場合でも、解消の対象、つまり、例えば自治体としてそのヘイトスピーチの解消に向けた取組を行うということが解消法の中に定められていると思うんですけども、従来も特定の個人だとかが対象であれば民法だとか、そういった法で対応できたと思うんですけども、このヘイトスピーチ解消法ができたことによって、特定されていない個人が対象になっていなくても、何らかのアクションを起こすように自治体に期待されているんじゃないかと思うのですが、その辺りいかがでしょうか。
武田委員	情報提供としてお伺いする場合と侵害された方がこちらに御相談されて削除してほしいという方を区分けして考える必要があると思います。実際、ヘイトスピーチに関しては、今年度、相談はございませんでした。相談された内容については、検討して対応していきたいと思います。
楠本副会長	大阪市の場合は、大阪市のほうで削除要請をしていくという仕組みを作ったということもありますけれども、これは今後の津市の問題だと思います。
伊藤委員	今のことでございますけれども、個表の69番になりますが、このところに部落地名総鑑が掲載されています。これについては、裁判で一度削除命令が出ているわけです。にもかかわらず、未だに別のサイトを使って掲載されているということで、昨年、国会のほうでも質問されて回答を得ているんですが、回答の中では、早い話が自分たちの手の出せないところであるとのことで、未だに掲載されています。今後どうするのかということも簡単にいかないということで、質問をさせていただきました。
岡本会長	今後の市の体制として、いろいろと意見をいただいておりますので、是非とも参考にして今後のあり方を考えていただきたいと思います。
青木弘志委員	用語だけの問題ですけれども、まとめのところですが、「社会構造の変化と共に、公害問題」となっているんですけども、人権施策の審議会ですので、人権問題という言葉が落ちているのは何か意味があるのかと思いますがどうですか。
岡本会長	川口委員、いかがでございますか。
川口委員	すべてが人権問題かということで、公害問題も人権問題ですので、青少年の悩み事相談も人権相談ですので、中身は全部人権相談の個別ということで書かせていただきました。
青木弘志委員	上の取組の評価で、差別事象への対応と書かれていて、いわゆる部落差別の問題について触れてあります。そうすると、まとめのところにも人権問題という表現がないといけないのではと思うんですが。

川口委員	差別事象に対するような言葉が何かあったほうがいいということですか。
青木弘志委員	一度検討してください。
岡本委員	検討ということですから事務局も覚えておいてください。
佐藤委員	今のインターネット上のことですけれども、書き込みだけではなくして、画像についても今後検討していただけないかなと思います。それから、文字の問題ですが、取組の評価の二つ目、青少年の悩み事相談で「子ども」という言葉2回出てきますが、後のところが漢字になっています。人権の評価書ですので、漢字の「供」をひらがなに変えていただきたいと思います。以上です。
岡本会長	相談・支援体制の充実。評価ランクはCと決したいと思います。 よろしいでしょうか。 表現も修正を加えるところは修正をしてもらおうということをお願いします。 次に、ユニバーサルデザインのまちづくりの推進です。評価ランクはCでございますが、これを念頭に置いてお聞きください。事務局、朗読をお願いします。
事務局	ユニバーサルデザインのまちづくりの推進。評価ランクC。ある程度進んだ。 1、取組の評価。ユニバーサルデザインまちづくり事業。香良洲地域でUDのモデル地域として始まったこの事業は、昨年度までの内容を継続して、学校や企業、地域等で研修会や講演会・講座を開催し、疑似体験を通じてUDの普及及び啓発活動を行なっている。引き続き津市全域にUDの理解と普及を図るために、更なる啓発・普及活動を行われたい。 学校施設維持補修事業。学校施設のバリアフリー化については、大規模改修工事や校舎増築工事、トイレ改修工事にあわせて対策を図っている。学校は災害時の避難所になることが多い現状を鑑み、バリアフリー化を早急に進める必要がある。 各公園施設整備事業。被災地を見ると公園は災害時の応急避難所となることが多い。障がい者や高齢者、妊婦、性的マイノリティの人たちなど、誰もが安心して過ごしやすく使いやすい居場所としての整備が望まれる。以前から南海地震等の災害が心配されることから公園施設整備を早急に進める必要がある。 通学路整備事業。課題・問題点に、要望が毎年多数あるので整備が遅れていると報告されているが、登下校中の児童等の列に自動車が突っ込み、死傷者が発生した等痛ましい事故が報告されている。早急に通学路整備を行い、安全確保を図られたい。 道路環境整備事業。歩道の整備や拡幅の要望が毎年多数あることから整備が遅れていると報告されている。高齢化社会を迎え、杖をついたりカートをおしたりする人、シニアカー、車椅子、電動車椅子を使う人をよく見かけられるようになった。また、ベビーカーや妊婦なども段差がない安全な歩道が求められる。 津なぎさまち管理運営事業。課題・問題点に、多国語表示及びピクト表示については、現状問題なく機能しており、課題・問題点などは見られないと報告されているが、津なぎさまち管理運営事業はそれだけではない。津なぎさまちはセントレアから外国人をはじめ多くの来津者を迎える玄関口である。利用者などの意見を聞く等して、より親しみやすく利用しやすいUDに配慮した施設となるよう再度見直しされたい。



	<p>交通施設等のバリアフリー化。盲導犬を連れていた視覚障がい者の男性が駅ホームから転落し、死亡するという大変痛ましい事故がおきている。また、近鉄大阪線で、全盲の男性がホームから転落し、特急電車にはねられ亡くなるという事故もあった。津駅は朝夕多くの人利用する駅である。ホーム柵やホームドアの設置が望ましい。</p> <p>社会教育施設のバリアフリー化。地域住民にとって最も身近な学習拠点であり、地域コミュニティの交流の場として重要な役割を果たしている公民館は、災害時の避難所としても使われることを考えれば、老朽化した公民館の耐震化とバリアフリー化は欠かせない。バリアフリー化が進んでいない社会教育施設の整備を進められたい。</p> <p>ユニバーサルデザイン推進事業。市内の小学校・中学校・高等学校・大学などへのUD講座開催は、学生のころからUDに関心を持ち身近に体験する機会を得ることにより、UDに配慮した考えを持つ大人へと成長することにつながると期待する。</p> <p>まとめ。UDのまちづくりにでは様々な事業が取り組まれている。しかし、予算や人員不足で苦勞している事業も多く見られる。市民が安心して暮らせるUDのまち津をめざして施策を進められたい。</p> <p>2、今後の取組についての提言。障がいのある人もない人も、高齢者も若者も、すべての人の人権が尊重され、共に暮らすことができる社会を実現することは、私たち市民の願いである。こうした社会を実現するためには、社会のあらゆる分野におけるすべての人々の社会参加の機会を確保し、一人一人が互いの価値を認め合いながら、自由に行動し、安全で快適に生活できるUDのまちづくりが必要である。そのためには市民の理解と協力は欠かせない。以上です。</p>
岡本会長	<p>簡単な字句の問題ですが、取組の評価の二つ目、3行目になりますが、「現状を鑑み」となっていますが、「現状に鑑み」がいいと思います。それから、その下の行、「応急避難所」とありますが、「一時避難所」という言葉を使っていると思いますので、そのようにしてもらったらと思います。それから、今後の取組についての提言のところ、「一人一人」となっていますが、ほかのところ「一人ひとり」と「ひとり」が仮名になっていますので揃えていただくといいと思います。これは事務的に変えられるところですのでお願いします。</p>
堀川委員	<p>今後の取組についての提言、非常に高邁な思想が書いていただいています。これは、ユニバーサルデザインの提言というには少し離れているのではないかと気がします。</p>
岡本会長	<p>意見としていただいております、1班で相談をしていただいております、もし変更されるものであれば、修正を加えていただくことといたします。</p>
川口委員	<p>実は、取組の評価のところ、今後の提言に関わる言葉がいっぱい書かれています、それで簡単にしまったんですが、少し考えます。</p>
岡本会長	<p>ユニバーサルデザインのまちづくりの推進については、1班をお願いしていましたが、ほかに御意見等ございませんか。</p>
金子委員	<p>一言補足で入れてほしいのですが、各公園施設整備事業のところの説明のところ、障害者や高齢者、妊婦と入れていただいておりますが、ここに外国人を入れてほしいと思います。</p>

岡本会長	<p>それほど大きな修正ではないと思いますので、ユニバーサルデザインのまちづくりの推進。評価ランクはCと決しておきたいと思います。それから、堀川委員さんの御意見は考えていただくことといたします。</p> <p>次に、市民活動の組織などとの連携の推進でございます。評価ランクはCでございます。担当いただいたのは2班でございます。青木委員さんと谷口委員さんのところでは、事務局、朗読をお願いします。</p>
事務局	<p>市民活動の組織などとの連携の推進。評価ランクC。ある程度進んだ。</p> <p>1、取組の評価。市民活動の組織や学校・ボランティア等と連携して行っている各種の研修会、講座、学習会等は、人権について学び考え合う場や市民として必要な言語習得等の場になっており、評価できる。</p> <p>フェスティバル等のイベントを通じて人権について学び考え合ってきたことを対外的に発信し、より多くの人との共有を活動も行われており、評価できる。</p> <p>河芸総合支所の各組織と協力、連携して実施されているかわげ『夢・希望・きずな』フェスティバル、人権を大切に考える会、白山総合支所白山市民会館人権フェスティバル、千里ヶ丘公民館で開催されている外国人住民のための日本語講座等では、継続した取り組みが行われており、今後のさらに充実した取り組みを期待したい。</p> <p>まとめ。市民活動と連携しながら、人権について学ぶ場や発信する場が継続的に作られていることは評価できる。今後のさらなる広がりを期待したい。</p> <p>2、今後の取組についての提言。現在行われている活動の継続・充実のための支援を続けるとともに、様々な課題を抱えた当事者が活動のネットワークにつながっているかどうかを問う視点をもちながら、今後の活動やその支援を考える必要がある。</p> <p>また、市民活動を支えるサポート体制や補助金が、現在のニーズに合ったものになっているかどうかを問い直す必要がある。地域の担い手が固定化・高齢化していることが課題となっているが、サポート体制や補助金が活動への市民の意欲とマッチすることにより、新たな担い手が生まれることを望む。</p> <p>市民活動と連携し人権施策を進めるためには、行政の横断的なつながりが不可欠である。そのような体制の構築を望みたい。以上です。</p>
岡本会長	担当の青木委員さん、何か補足することはございませんか。
青木幸枝委員	特にございません。
岡本会長	それでは、御質問、御意見はございませんか。
青木弘志委員	<p>取組の評価の三つ目、人権に関するいろんな取組を行っていただいているんですね。それは、例えば、私どもの9つの支部のほとんどが毎年定期的に地域の方々と一緒に人権フェスティバルのようなものやっています。ところがこれからいくと、河芸だけがあるいは白山だけがと、これはどうかと思います。すべて今は9つの支部の中で、全部に近い形で人権フェスティバルの取組が行われておりますので、そのことを評価してほしいと思います。特に、このような取組の中では各地域におけるいろんな人権団体の方々や行政とが一緒になって連携しながらやっているということを高く評価をしていくべきではないかと思えます。</p>
中川委員	私もそのように思っています。地域との密着がないと活動はできないと思

<p>岡本会長</p>	<p>ますので、市民といたしますと、範囲が大きくなります。各地域で行っていますので、地域のほうに重きを置いていただきたいと思います。</p> <p>青木委員さんと同じように表現を変えてはということでしたが、各地域で総合的に一つになって毎年1回行われているということを入れていただくということで、その辺りは修正ができると思います。</p> <p>ほかにはないようでしたら、市民活動の組織などとの連携の推進。これにつきましては、評価ランクはCと決したいと思います。一部ここに表現していただいたのは変わるところが出てくるとは思いますけれども、検討委員さんと相談して変えるということにしたいと思いますので、御了解ください。</p> <p>それでは、その次に同和問題でございます。評価ランクはCでございます、に堀川委員と新開委員に担当いただきました。事務局、朗読をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>同和問題。評価ランクC。ある程度進んだ。</p> <p>1、取組の評価。人権フィールドワークは良く計画実行されている。参加者数の先細りはこの種の事業の共通問題である。同種事業関係者の意見交換など、対策検討の幅を広げてみて欲しい。</p> <p>ふれあい体験学習で大切なのは何をやるかでなく、子どもたちの前向きな行動を引き出すことである。地元ボランティアの発掘など、地域住民との課題の共有はできないだろうか。</p> <p>住宅管理事業が同和対策から住宅に困窮する低所得者対策として、その他の人権施策に移動するのは同意できる。</p> <p>差別事象への対応は限界があるし、把握しきれない場合もある。対応力の向上努力と共に、継続した広報啓発活動をお願いする。</p> <p>隣保館活動でのデーサービス来場者の増加は嬉しい。地域ボランティアの参加なども得て、住民の楽しい集いの場として定着することを望む。</p> <p>識字学級が外国人の日本語の学びの場となり、そして日本人との自然な交わりが始まるきっかけとなれば喜びである。</p> <p>まとめ。同和問題施策は、その努力の成果が把握しがたく、評価委員にとって関係者の努力を正当に評価するのが困難であるが、日々継続して地道に施策を実行されていることは、十分評価している。</p> <p>2、今後の取組についての提言。同和問題は通常表面的にはほとんど出てこないが、様々な理由で社会から見放されたと感じている人たちにとっては、この問題をつつくことはその反響の大きさから、恰好の憂さ晴らしになりかねない。したがって直接的な同和問題への施策だけでなく、社会生活において孤独感、劣等感に落ち込みやすい人たちに、みんな仲間だよとの共同体意識をかき立てることがそのまま同和対策につながるのと広い視野で、個々の各種施策を丁寧に行っていたらいいと思います。以上です。</p>
<p>岡本会長</p>	<p>堀川委員さん、何か補足していただくことはございませんか。</p> <p>それでは、何か御質問があれば、どうぞ。</p>
<p>高鶴委員</p>	<p>今後の取組についての提言のところ、「格好の憂さ晴らしになりかねない」という表現はいかがなものかと思えます。もう少し、人の心を傷つけるような言葉は私たちは使わないほうがいいと思います。</p>
<p>堀川委員</p>	<p>考え直します。</p>
<p>川口委員</p>	<p>この前の部分の「この問題をつつくことは」という表現もほかの表現に変え</p>

<p>原田委員</p>	<p>られないでしょうか。言葉では問題をつつくとはいいますが、文章に表したときは、もう少し文章的な言葉に変えたほうがいいと思います。</p> <p>多いんですけども、5点あります。まず、取組の評価の4番目、「差別事象への対応には限界があるし、把握しきれない場合もある。」という文章ですが、この通り言ってしまうと、差別を受けて苦しんでいる人、傷ついている人、命を落としても、それでもいいということじゃないですか。それを審議会として人権施策に対して評価するのはどうかと思います。この部分を変えていただきたいです。</p> <p>2点目ですが、その下の隣保館活動の部分ですけども、隣保館活動で一番大きな部分を占めて来た相談のところに触れていただいているのが少し引かかっています。先ほどからネット上のことがよく話題になっているんですけども、例えばインターネット上で、自分の結婚相手が部落出身者とわかったけれどどうしたらいいのかという質問がされている現状があるとか、結局、どこに相談をすればいいのかといったことが市民に対して浸透していない反映だと思しますので、そういった意味での評価を是非書いていただきたいというのが二つ目です。</p> <p>三つ目としては、まとめの「努力の成果が把握しがたく」という部分がありますが、津市の行政が同和問題に対する現状や課題をどう捉えていて、解決するための目標をどう設定するかということが明らかになれば、成果は把握することはできると思います。現状や課題の把握なしに、ただ施策を行っていることに対する評価はどうかと気になりました。</p> <p>四つ目としては、今後の取組についての提言の部分の「通常表面的にはほとんど出てこないが、憂さ晴らしになりかねない」という一文ですが、例えば、今年、津市の市民意識調査が実施されましたが、2012年度の県民意識調査では3割の人が同和地区の人との結婚を反対しているという現状であり、それを裏付ける現実が存在していることから、ほとんど出てこないというのは、表現としては適切ではないと思っています。それに合わせてインターネット上で部落の所在地とか出身者の情報が他人によって暴かれているという状況が起こっているときに、インターネットの利用率がどれくらい分かりませんが、多くの人が出会う可能性を持っているということから、この表現はどうかと思います。また、憂さ晴らしというのはインターネット上に書き込むことは、憂さ晴らしとしてあり得たとしても同和問題の本質は結婚相手が同和地区の人とわかったとか、自分が暮らそうと思っている土地が同和地区であったとか、身近になったときに、そこの関わりを避けようとするところが本質だと思いますので、この表現も提言としては是非変えていただけたらと思います。そういう意味で、先ほどの法律のことになりますが、国が現状を認めていて、インターネット社会の進展に伴って状況が変化している。だからこそ、相談や啓発、教育、実態調査は必要であるとの提言を是非書いていただきたいというのが思いです。</p>
<p>岡本会長</p>	<p>最後のお話は、先ほどからも言っているように、平成28年度のここに入れていいものかどうか。段々、インターネット上でのことは進化しているので、ここでふさわしい表現をどうするか、堀川委員、そこところは考えてください。</p>
<p>堀川委員</p>	<p>そうですね。ただ、津市が行っている施策の評価のことですから、あまり大きくしても地方行政としての限界はあります。そのことを頭に置き過ぎたものですから、私は本質に突っ込まなかったのですが、言っていけば切りがないとこ</p>

	<p>ろがあります。ご指摘のところ、御提案はわかりますので、表現は直します。</p>
岡本会長	<p>直るところがあれば、修正を加えていただくということにしておきましょう。</p>
中川委員	<p>言葉の表現ですが、取組の評価のところ、「同種事業」という表現はよろしいんですか。</p>
楠本副会長	<p>最後の提言の部分の「みんな仲間だよとの共同体意識をかきたてること」というのは、同和事業にしる、差別に対する対応にしる、共同体意識をかき立てることによって差別を解消するとか、同和問題を解消するということがあり得るのか。それぞれの個人の尊厳が尊重される社会ということと、共同体意識をかきたてるということがどうも馴染むようには私には思えないのですけれどもいかがでしょうか。</p>
堀川委員	<p>これは本質的な問題ですね。仲間意識をかき立てるといって一部の者を排除するような感じにつながることもありますから。そんな深い意味で書いたわけではなかったんですけれども。</p>
岡本会長	<p>実は検討されている中には私も入って、いろいろと御意見を伺っておる中で、こうしてまとめていただいたのはよく分かっていますが、今までの御意見で修正を加えられるところがあれば、修正していただくということをお願いしたいと思います。</p>
青木弘志委員	<p>何年前かに堀川委員がお書きになった評価の中で、差別事象についての評価をされているんですね。その時には、差別事象があったときだったのかもしれませんが、差別事象が起きた時に、非常に速やかにしっかりした体制で取り組んでいることを評価されていたと思うんです。そのことと、ここに書いてある「差別事象への対応には限界があるし、把握しきれない場合もある」と書いてありますが、事実としてこういうようなことはあるという認識を私は持っておりますけれども、ここに書いてしまうと、今、原田委員が言われたように、それならいいのかという話になってしまうので、どちらかと言うと、非常に把握するのは厳しいけれども津市としてはそういう事象が起こったときにもきちんとした体制が整っているといったことを評価していただいたほうがいいのではないかと。現実問題、私どもは、人権課、教育委員会と一緒にあって、ある事象に取り組んでいますが、そういう辺りは非常に積極的に市当局や教育委員会の方も取り組んでいただいておりますので、そのことが評価表には出てこないで、そこが少し変だと思えます。</p>
岡本会長	<p>結局、先ほどから言っていますように、本年度の推進計画でどういうところを中心にやっていくか力を入れているわけです。それで、直接、前に評価されていることが出てこなかったりするわけですが、積み上げていると考えていただかなければ仕方がないと思います。</p>
青木弘志委員	<p>対象年度にそういう事象が起こっているんで、それがこの大きいほうの進捗状況評価表に出てこないから、堀川委員さんとしては評価がしにくいということですね。</p>
岡本会長	<p>その評価表に出てくるものを中心に評価していただいています。</p>

堀川委員	<p>多少割り切っているところもありまして、あくまでも私たちは人権施策の進捗の報告を受けて、それを評価する見方をしているものですから、関係者の方から御指摘を受けますと、誠に申し訳ないと思います。</p>
青木弘志委員	<p>それからまとめのところですが、この部分もそういう問題を含んでいるんですけれども、基本的には津市は人権条例に基づいてしっかりと一步一步前進して取り組んでいるということの評価すべきではないかと思います。</p>
岡本会長	<p>御意見ありがとうございました。いろいろ御意見を出していただきましたけれども、焦点は大体堀川委員さんもお存じのところもありますので、上手に表現できれば、御意見を加味してもらうよう先ほどもお願いしましたので、そのようにしたいと思います。</p>
青木幸枝委員	<p>直接的な同和問題への施策だけではなくて書いてもらっていますので、もちろんその必要性を言ってみえるのだと思うんですが、下から2行目のところに「そのまま同和対策につながる」ということで、社会的に抑圧を受けたりだとか、孤立している人たちが差別者となりやすい。それは確かにそうで、そこに目を当てるとするのは私も大事なことだと思います。ただ、それがそのまま部落差別解消になるかというところではないので、そのように思っはいらっしやらないとは思いますが、この書き方ではそのように読めてしまいますので、その書き方をご配慮いただければと思います。</p>
岡本会長	<p>このことも入れていただくことにしておきたいと思います。</p>
青木弘志委員	<p>これは平成28年度の評価をされるのですね。だからこそ、今後の提言について言うならば、部落差別解消推進法に基づいて、具体的に教育・啓発の充実を図るとか、実態把握に努めるとかいう表現があるべきではないかと。今後の問題として。そのように思います。よろしくお願いします。</p>
岡本会長	<p>その点は非常に難しいと思います。平成28年度の終わりにこれをしっかりとやっていたら、もう一度考え直すということも考えられますが、いずれにしても、青木委員から貴重な意見をいただきましたのでいただいておきたいと思えます。</p> <p>同和問題につきましては、評価ランクはCとしたいと思います。よろしいでしょうか。</p> <p>ありがとうございました。修正が加わる場所は修正をお願いします。</p> <p>続きまして13ページ、女性の人権になります。こここのところは、評価ランクはC、ある程度進んだということでございます。事務局、朗読をお願いします。</p>
事務局	<p>女性の人権。評価ランクC。ある程度進んだ。</p> <p>1、取組の評価。妊産婦、一人親家庭等医療助成については、市民の気持ちに寄り添った上で規定に基づいた給付が行われている。他市町の情報も取入れ、今後も適正な助成をされたい。</p> <p>教育の場における男女共同参画意識の高揚については、研修会や当事者から学ぶ機会を持ち、自らを振り返られるよう工夫したことは評価したい。今後も魅力あるテーマで男女共同参画社会が意識づけできるよう研修の充実を願う。</p> <p>一時預かりや休日保育事業には、保育士の確保、休日保育事業の再開という</p>

	<p>課題がある。女性の就業支援のために、対応できる体制を整えられたい。</p> <p>婦人保護事業について、被害者の安全確保を行いながら自立支援されたことは評価したい。短期間で支援方針を決めていくという課題はあるが、被害者の立場に立った支援をお願いしたい。</p> <p>母子寡婦福祉事業では、関係課とも連携して適切に対応されている。給付金事業について、利用者が少ないのであれば事業を見直されてはどうか。</p> <p>女性の管理職・審議会への登用は各々諸条件を踏まえ、目標を目指して努力している。</p> <p>セクシュアルハラスメント防止について、意識を高めるための勉強会、相談業務を行っていることは評価できる。勉強会が効果あるものになり、職場、学校全体が意識の向上につながるよう取り組んでもらいたい。</p> <p>ワークライフバランスについては、その実現に向けて、職員、事業所に積極的な啓発や情報提供をされたい。「就業支援パソコンセミナー」の中で専門員による講義を実施し、男女共同参画意識の高揚を図っている。</p> <p>健康診査事業では、女性が受診しやすいように体制を整え、啓発を行っている。母子保健事業においても、妊娠早期から関わり、安心して出産、育児ができるよう行き届いた支援を行っていることを評価したい。</p> <p>まとめ。それぞれの事業は、課題意識を持ち、啓発と意識の向上に向けて努力されている。</p> <p>2、今後の取組についての提言。男女共同参画とワークライフバランスは、女性の生き方と就労に深く関わっており、市民、職員一人ひとりがそれらを理解して、意識改革できるような啓発研修をすすめてもらいたい。</p> <p>様々な就労や家庭の事情に応じて支援事業がすすめられているが、人材確保できない状況にある。事業が滞らないよう対処していくことは急務であり、対策を望む。以上です。</p>
岡本会長	<p>ここは、3班、堀川委員さん、新開委員さんの担当ですが、新開委員、何か補足していただくことがあればどうぞ。</p>
新開委員	<p>女性の人権についての施策、事業がさまざまあるということ、そして、それについての課題意識をそれぞれの課から出してみえました。どうしても担当課だけではできないけれども、男女共同参画に対して、そして、それぞれが女性の社会進出に対してもっと啓発していき、私たちの意識を向上させていかなければならないと感じました。</p>
岡本会長	<p>Cランクということも含めてなにか質問、御意見があればどうぞ。</p>
佐藤委員	<p>5点お願いします。今、評価検討委員の方がおっしゃったのですが、男女共同参画、女性の社会進出の土台となる女性の人権ということをもっと評価・提言していただければいけないのではないかと思います。男女共同参画や女性の社会進出は男女共同参画審議会のほうでやってもらえると思いますので、ここでは女性の人権をまずということで、2番の今後の取組についての提言の最初に、「女性の人権を念頭に置いた施策の実施をお願いしたい」という一文をいれてほしいというのが1点目です。</p> <p>2点目は、取組の評価の二つ目で、最後の一文、「今後も魅力あるテーマで男女共同参画社会が」とありますが、男女共同参画社会の前に今言いました「女性の人権や」という言葉を入れてほしいということと、「今後も魅力あるテーマで女性の人権や男女共同参画社会が意識づけできるよう研修の充実を願う」とありますが、「意識づけできるよう研修を充実し、子どもの教育に生かされ</p>

	<p>るよう願う」。やはり、先生の研修は子どもに生かされなければならないと思いますので、ここを付け足してほしいと思います。</p> <p>3点目ですが、取組の評価の四つ目です。「婦人保護事業について、被害者の」とありますが、「DV被害者の」と加えてください。</p> <p>それに関わって4点目ですけれども、18ページの用語解説のところです。ドメスティック・バイオレンスの用語解説ですが、身体的暴力と精神的暴力の二つしか挙げておりません。ドメスティック・バイオレンスには、あと二つ、性的暴力、経済的暴力を含めて四つの柱の暴力があると言われていていますので、これを含めていただきたいということです。</p> <p>最後に、「女性の管理職・審議会への登用は各々諸条件を踏まえ」の意味がよくわからないので教えていただきたいのと、「目標を目指して努力している」がまだ結果が出せていないのでその辺もきっちり書いていただきたいということです。</p>
岡本会長	<p>用語解説のほうは事務局で整理をしていただきます。</p> <p>女性の人権についての補足的な要件があるのではないかとということでありました。修正を加えることがありましたら、あとから検討してどのように入れるか考えさせていただくということにしておきます。</p> <p>女性の人権。あとから修正していただくところは修正していただくとして、もう少し進めなければとの御意見もありましたけれども、評価ランクはCといたしたいと思います。よろしいですか。</p> <p>ありがとうございます。女性の人権、評価ランクはCということにしておきたいと思います。</p> <p>その次に、障がい者の人権です。14ページです。評価ランクはCであります。それでは、事務局、朗読をお願いします。</p>
	事務局
	<p>障がい者の人権。評価ランクC。ある程度進んだ。</p> <p>1、取組の評価。医療費助成に際しての窓口対応には改善姿勢が見られる。障がい者理解教育の面では、特定の学校間の交流にとどまっていないか、またより広い学校間の交流へ広げる検討などの前向きな姿勢が望まれる。</p> <p>特別支援教育についての授業改善マニュアルの活用は評価できる。</p> <p>障がい児保育にあたっては、園長など管理者への教育にも配慮を望む。</p> <p>障がい福祉サービス及び地域生活支援は確実に進展している。</p> <p>啓発活動には障がい者の意見を取り入れた改善が必要と感じる。団体活動補助は継続維持されている。</p> <p>重度の視覚障がい者の歩行訓練助成は着実に行われている。</p> <p>手話通訳及び要約筆記者の派遣については、ニーズとの検討が欲しい。</p> <p>声の広報、点字広報及び点字シール貼付は、継続努力されている。</p> <p>障がい者スポーツについては、競技種目、場所、指導者など長期的な充実計画の立案が望まれる。</p> <p>訪問指導についてはその実態が分かりづらい。</p> <p>防災情報通信システム整備は確実に向上されている。</p> <p>避難要支援者個別計画については、実態把握について関係部門との絶え間のない情報収集を強く望みたい。</p> <p>差別解消法の啓発については実感が無い。一層の工夫を望む。</p> <p>まとめ。全般として確実に施策は実施されているが、その効果や課題を常に把握するための一層の工夫や検討を望む。</p> <p>2、今後の取組についての提言。障がい者が必要な支援や配慮を受けて、自分らしく生きていける社会の実現が目標である。あらゆる施策に対する障がい</p>



	<p>者自身の評価や提言に絶えず耳を傾け、その中から改善すべき事項をくみ取ることよう心掛け、また障がい者に発言の場を設けることを常に重視する更なる努力を期待する。</p> <p>差別解消法の目指す社会の実現には、障がい者への理解を深めると共に、障がい者自身が社会を構成する一員としての自覚を持つことが必要である。障がい者の自尊心を育成することの重要性とその具体的な方法について、関係者、関係部門の検討をお願いしたい。以上です。</p>
岡本会長	<p>担当は3班ですが、補足いただくことはございませんか。</p> <p>それでは、御質問、御意見はございますか。評価ランクも含めて、よろしいでしょうか。</p>
青木弘志委員	<p>取組の評価のところで「差別解消法の啓発については実感がない」と書かれています。これはどういう意味でしょうか。あまり周知がされていないということですか。</p>
堀川委員	<p>そうです。</p>
青木弘志委員	<p>今後の取組についての提言の一番下のところですが、「障がい者への理解を深めるとともに、障がい者自身が社会を構成する一員として自覚を持つことが必要である」と書いていただいて、実際そのとおりだと思いますが、知的障がい者で日々厳しい状況に置かれている人に対して、自覚を持てと言われているわけでは決してないと思いますけれども、そのように読み取られる危険性があるのではないのでしょうか。</p>
堀川委員	<p>その危険性はありますね。</p>
高鶴委員	<p>私は障がい者団体の代表ですので、申し上げたいと思うんですけども、「差別解消法の啓発については実感がない」というのではなく、市民に対してもう少し周知が必要ではないかというような表現にさせていただきたいと思います。</p> <p>それから提言のところで、全ての障がい者が自覚がないがごときの表現はやめてもらいたいんです。身体障がいの人たちも精神障がいの人達もきちんと自覚を持って生きていらっしゃいますし、知的障がいの人たちであっても、その立場立場、障がいレベルに応じて一生懸命生きていますから、生きる姿勢に対して審議会でこんな表現をされるというのは私として納得できません。</p> <p>職員の側がこういう人たちに対して、こういうようにきちんと障がいがあったとしてもそういう存在であるということを見ながら考えていただきたいというような文章であればいいんですけども、大上段に構えてあなたたちももっと自覚を持ちなさいというような文章はいかがなものでしょうか。</p>
原田委員	<p>高鶴委員が言われたように、この法律が目指している社会は、障がいがある人を社会から阻んできたからこそ、合理的配慮や不当な差別の禁止をうたったうえで、一員としてということだと思いますので、部落問題でもありますが、当事者に責任を求めるような記述というのはどうかと気になります。</p>
岡本会長	<p>御意見をいただきました。大体同じ所に集中していると思います。</p>
高鶴委員	<p>この人権ではありませんが、津市障がい福祉総合プランを作っている最中です。そこに対してはそれぞれの団体がヒヤリングを受けてきちんと要望を出し</p>

	<p>ていますので、声の発信がないというわけではないですし、それぞれの障がい者団体で活動もしていますので、また、それに対して市も補助金交付や研修会への参加の呼びかけもしていただいています。ただ、差別解消法についての合理的配慮を求めるといふ部分での事象の集約ができていないんです。それは、合理的配慮を求めるといふ事象ではないと窓口に言ってみえることがあって、何でもかんでも交渉してみえた方がこんなこともしてくれないと言われても、それは合理的配慮を求めるといふ項目ではないというのが県でもかなりの件数に挙がってきています。まだこの法律ができて、障がい者も、それから大きく日本の国中の住民が合理的配慮って一体何といった理解がない中でもう少し研修をしていきたいのですが、市も予算がありますので実践協議会で研修会をしたいと言っても予算を取っていませんということで今は動いていないというのが現状です。</p> <p>もしここに差別解消法の啓発について、法律ができたばかりですので、今後、もう少し働きかけをしていくべきであるというような記述にさせていただけるのであればそれは励みになると思います。</p>
岡本会長	<p>御意見をいただきましたので、考えさせていただくところがあると思いますが、ころっと修正するのは難しいかと思えます。いろいろと自分の立場を考えたながらこういう表現をしていただいているものですから、そのあたりも配慮しながら、多少表現を変えることができれば、変えていきたいと思えます。</p>
堀川委員	<p>今後の取組についての提言の最後の3行、4行についてはもう一度書き直させていただきます。</p>
岡本会長	<p>私も評価に参加させてもらっているんですが、もう一度読み直すと少し引っかかる場所がありますので、そういうことで、青木委員さんよろしいですか。ほかの方々の御発言も含めて手を加えるということにいたします。</p>
金子委員	<p>取組の評価の真ん中くらいですが、「手話通訳及び要約筆記者の派遣については、ニーズとの検討がほしい」とありますが、どういう意味ですか。今、派遣事業というのは、当事者から派遣してほしいと言っていく場合があります。ニーズだから、必要だから行くというのが手話通訳者や要約筆記者の派遣なんです。それ以外に例えば講演会をすとか、市が主催する場合は市が要約筆記者や手話通訳者を付けることになっているんですけれども、ニーズとの検討という意味がわからないんです。</p> <p>もう一つ、先ほどの取組の評価の下のところの言葉を変えていただきたいとお話をされましたけれど、障害者差別解消法の啓発のところ、合理的配慮のことも一緒に入れていただきたいと思えます。この前、県に平成28年度で合理的配慮の申し出があったのは何件ですかと聞きましたら、各市町から上がってきた意見で、今きちんとした数字を持っていませんが、15件くらいと言われたんです。県に寄せられた合理的配慮が。そのうち津市はどれだけか尋ねたところ、津市は7件と言われました。そのあと市の障がい福祉課が合理的配慮の市の窓口になっているというので尋ねてみると去年1件か2件しかなかったと言われました。当事者が自分の合理的配慮のことを言っていく、何を持っていけばいいのかがあまり周知されていない。当事者自身も分かっていない。障害者差別解消法でそれを言えるようになったにもかかわらず言えていないし、障がい福祉課だけではなくて、県や教育委員会とか、ほかの課に申し出している人もあると聞きました。その辺りの周知徹底ともう少し折角できた障害者差別解消法に対しての啓発が全くできていないし、その合理的配慮に対して</p>

<p>岡本会長</p>	<p>意見を吸い上げる窓口もここが受付とは書いてあるけれど、それができていないと受けるので、些細なことでもいいから申し出てくださーいということ当事者である障がいのある方にも言っていけないと黙ってしまう。こんなことを言っただけならいけないのかなと声に出さないのが実態かなと思っているので、もう少しうまく言葉に入れていただけたらと思います。</p> <p>かなり複雑な御意見でございます。もう一度確認をしてまとめておいてもらって、先ほどお願いしたように修正を加えられるところは修正していきたいと思っております。よろしく申し上げます。</p> <p>それでは、障がい者の人権につきましては、評価ランクはCということになってはいますが、お認めいただけますか。あと訂正、修正が入るところは入れて、できるだけ御意見を生かしていきたいと思っております。事務局よろしくまとめをお願いしておくことにします。</p> <p>それでは次にいきます。高齢者の人権でございます。川口委員と加納委員に担当いただきました。評価ランクはCでございます。事務局、朗読をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>高齢者の人権。評価ランクC。ある程度進んだ。</p> <p>1、取組の評価。介護保険サービス基盤整備事業。法改正や新たな事業計画策定に向けて職員の確保が厳しい中で研修や事業所への指導監督に努力されていることを評価する。</p> <p>地域支援事業。介護保険制度を希望する住民は多いが、制度やシステムが理解しにくい住民が多いように思われる。住民説明会を開催されたことを評価し、今後も継続して行われたい。また、介護予防に関する教室がいくつか開催されているので、取組の強化と周知徹底に努力されたい。</p> <p>介護予防事業。高齢化社会が進み、寝たきりや認知症にならないための対策を取ることが重要である。その一助となる各々の教室は今後も継続されたいし、地域による格差のない取組みを検討されたい。</p> <p>はり・きゅう、マッサージ施設費助成事業。地域により施設がない、交通の便が悪い等の格差があるので、格差を少なくするための助成や対策を取られることを望む。</p> <p>老人クラブ助成事業。高齢者が会員相互の交流の場とし、また、生きがいのある豊かな生涯を送れるよう老人クラブ連合会の活発な活動を推進していくためにも助成の継続を期待する。</p> <p>養護老人ホーム措置事業。生活環境の良くない住民や低所得者も人としての生きがいをもって生活できるような支援がなされていることを評価したい。また、入所者への虐待などがなく安心して過ごせるような指導にも努力されたい。</p> <p>成人学級、高齢者学級の開設。生きがいや健康づくり等の講座を受講することで自立した豊かな生活と会員相互の交流が行われており認知症予防に有効である。受講したくなるような講座の工夫と地域による内容の偏りがないように検討を望む。</p> <p>健康相談事業。高齢者には問題を抱えていても相談する方策が分からず、折角の事業もあまり活用されていないように思われるので、周知徹底に努められたい。</p> <p>避難行動要支援者に対する個別計画の作成。個別の計画があれば災害時の対応が迅速にでき、被害を最小限にとどめ救われる命もあると思うので、各自自治会への指導を強化し、計画の作成が進められることを期待する。</p> <p>まとめ。高齢者が自分らしく豊かな生活を送るために取り組まれているが、</p>

	<p>多岐に渡る課題や問題点が出てきている。自治体や各機関と連携を密にし、問題解決に向けて積極的且つ迅速な取り組みを期待する。</p> <p>2、今後の取組についての提言。急速に進んでいる高齢化社会において介護を必要とする者が増加傾向にある中で、最近入所者への処遇のあり方が問題視されることが多くなってきている。そのような危惧を無くすためにも事業所への指導監督を密にし、問題が起こらない努力をされたい。また、健康講座・健康検診・健康相談・スポーツ教室等門戸を広げ進んで足を運びたいような内容を創意工夫されることを期待する。以上です。</p>
岡本会長	<p>担当の評価検討委員は加納さんですが、補足することはございませんか。</p>
加納委員	<p>補足することはありませんが、今年度初めて審議会に加わらせていただいて、いただいた資料を読ませていただきました。人権の大切さはよく分かっているつもりですが、なかなか難しく、私のほうが勉強させていただいたのが現状で、今日もいろいろと教えていただけたらと思っています。</p>
岡本会長	<p>それでは、これについて、何か御質問はございますか。</p>
中川委員	<p>取組の評価の一番下ですが、被害を最小限にとどめると書いていただいています。民生委員も一人暮らしとか、避難行動要支援者に取り組んでいるので、自治会だけでやっていくのであれば、私ども組織としては取り組まなくてもいいのだけれども、組織の一員として取り組んでいます。そのあたりも御理解いただかないと、自治会がやればいいのか。民生委員六百何人の方が各自治会の中にいるのですけれども、それだけではない。やはり組織としての活動も必要だということも加えていただければと思います。</p>
岡本会長	<p>私、自治会長をしまして、自治会のほうでやれと言うのですけれども、民生委員が先頭に立つのと違うのかという意見も出しています。なかなか自治会では入っていけないところがあるんです。民生委員はそのところ処置ができるんです。そのように一体となってやっていく。よく分かりましたので、ありがとうございます。</p>
加納委員	<p>民生委員の活動は大変ですし、よく分かっていただいていると思いますので、考えさせていただきます。</p>
岡本会長	<p>高齢者の人権。評価ランクはCでございますが、それでよろしいですか。ありがとうございます。</p> <p>その次、外国人の人権です。評価ランクはCとなっています。担当いただいたのは、青木委員と谷口委員です。事務局、朗読をお願いします。</p>
事務局	<p>外国人の人権。評価ランクC。ある程度進んだ。</p> <p>1、取組の評価。千里ヶ丘出張所には通訳者が常駐し、外国人住民にとって相談しやすい体制が取られている。外国人住民の多い他地区への配置も検討されたい。</p> <p>移動きずな教室を開設し、津市内のどの学校にいても初期日本語指導が受けられるようになったことは評価できる。今後は、学習言語の習得のための体制づくりを期待したい。</p> <p>ホームページ全体で多言語化と音声読み上げソフトが内蔵されたことは、評価できる。詳細な説明に関しては、日本語のみの外部ページにリンクされてい</p>

	<p>る場合が多い。今後は、詳細な説明の多言語化を望む。</p> <p>外国語版の妊娠届書、母子健康手帳、幼児健診健診票（1歳6か月健診、3歳児健診）は外国人住民に安心を与えている。他の母子保健関係の多言語化を図るとともに、検診時の通訳者の常時配置を検討されたい。</p> <p>防災情報メール多言語版の言語の増加や避難所や一時避難場所の案内標識の多言語表記が行われたことは評価できる。防災情報メール多言語版の周知を進められたい。</p> <p>まとめ。初期日本語指導体制や情報の多言語化において整備が進められている。</p> <p>2、今後の取組についての提言。言語の面では、多文化共生の施策が一定程度進められてきているが、だれもが安心して生活でき、だれもが自他の尊さを感じ合える社会や学校・園づくりという多文化共生の根幹に視点を当てた取り組みの充実を望む。以上です。</p>
青木幸枝委員	<p>取組の評価の4番目、「幼児健診健診票」としましたが、「幼児検診問診票」ですので、訂正をお願いします。</p>
人権課長	<p>その件に関しましては、各課から報告された評価表には「幼児健診健診票」と書かれていますので、関係課に確認させていただきます。</p>
岡本会長	<p>それでは、御意見等がございましたらどうぞ。</p>
楠本副会長	<p>取組の評価の最後のところに、「防災情報メール多言語版の周知を進められたい」ということですが、今後の取組についての提言の中にも防災情報メール多言語版を進めていくことが入ればいいのかと思います。</p>
岡本会長	<p>確かにこのメールはこれからの問題です。この御意見はいただいておいて、修正を加えるということにいたしましょう。</p>
青木弘志委員	<p>まず一つ目は、評価はされていますが、千里ヶ丘出張所の問題です。通訳者を他の地域においてもという話ですが、基本的には通訳者だけではなくして担当者を置いていただきたいということが大事なのかなと思います。</p> <p>今後の取組についての提言ですが、亡くなりました韓久委員と一緒にヘイトスピーチ対策について議会請願をしたことがあるんです。そのときに、韓久さんは声高には言われなかったんですけども、外国人として日本社会の中でいろんな思いをしながら暮らしてきたと、頑張ってきたのも事実だけども、その中であつても、日本社会の中に外国につながる人々に対する予断と偏見というようなものが残念ながらあるということも事実であるとおっしゃっていました。そういうことを含めると、今後の取組についての提言のところ、ヘイトスピーチに関わる対策法の趣旨に基づいて、予断や偏見、差別をなくす取組が必要だということを入れておいてほしいと思います。</p>
青木幸枝委員	<p>ヘイトスピーチ対策法についてはもちろんそう思いました。ただ、年度のことと悩みまして、この28年度には事務事業としてありませんでした。29年度は当初からの事業計画にこの記載がないのはおかしいので。</p>
岡本会長	<p>ただ、前任の韓委員がそういうような要請をされているということが分かれば、入れることはできますね。これについては考えさせていただくことといたします。</p>

	<p>それでは、外国人の人権につきましては、評価ランクはCといたしたいと思 います。よろしいですか。</p> <p>それでは、2点いただきましたので、提言のところはうまく入ると思いま すので、修正を加えるということにいたします。</p> <p>ではその次、最後でございます。さまざまな人権課題・その他の人権です。 評価ランクはCでございます。堀川委員と新開委員に担当いただきました。事 務局、朗読をお願いします。</p>
事務局	<p>さまざまな人権課題・その他の人権。評価ランクC。ある程度進んだ。</p> <p>1、取組の評価。薬物の危険性についての正しい知識の普及のため、関係機 関と連携した積極的な啓発活動を評価する。早期発見が重要であり、小・中 学校における薬物乱用防止に係る授業の実施の継続と適切な資料提供を期待 する。</p> <p>人権啓発推進事業では差別問題を正しく理解し、自分を振り返って考えら れるような幅広い人権問題についての啓発をお願いしたい。</p> <p>地域医療については、津市応急クリニックが整備され、救急医療体制が整備 されたことは評価したい。感染症流行時の患者の急激な増加やニーズに対応 していくことも含め、さらなる救急医療体制の充実を図られたい。</p> <p>生活保護事業や生活困窮者自立支援事業は、相談者の気持ちに寄り添い、関 係機関とも連携した支援をお願いしたい。外国人への周知・啓発は、ホーム ページだけでは不十分なので啓発方法を工夫してもらいたい。</p> <p>モーターボート競走事業では、来場者に向けて、大型映像装置を用いた啓 発をしていることは評価できるが、身近な人権問題についても取組を進めら れたい。</p> <p>企業誘致活動では、新規立地企業に対し、人権が尊重される職場環境の確 保に努められていることは評価できる。今後も継続的に面談等を行い、環 境を整えてもらいたい。</p> <p>勤労者福祉センター管理運営事業では、勤労者の教養、研修の場として、 ニーズに合った施設となるよう改修が図られている。</p> <p>労働者対策事業では、勤労者の福利厚生事業や融資制度等の活用促進のた め、関係団体への補助金の交付やPR活動の支援を今後も望む。</p> <p>災害救助関係事業では、自然災害や火災による被災者に災害見舞金や災害 救助物資の支給を行っているが、大規模災害発生時の人員体制については、 早急に整えられたい。</p> <p>まとめ。利用者のニーズに応じて施策を実施している事業がほとんどであ る。事業を見直して、改善、継続していくことが意識の向上・実績につな がっていくので途切れることなく施策をすすめられたい。</p> <p>2、今後の取組についての提言。インターネットによる人権侵害、子ども の貧困、LGBT、東日本大震災に起因する人権問題など、社会情勢の変化に より、人権問題も多様化しており、それぞれに対応した施策をお願いしたい。 以上です。</p>
岡本会長	<p>さまざまな人権ですので、理解しがたいところも出てきています。確か昨年 は、モーターボート競走事業のところで、佐藤委員から警察から話を聞いて という御意見を出していただいておりますが、そういう方向で進んでいると思 いますけれども、とにかくいろいろと込めていきますので、新開委員、何かご ざいますか。</p>
新開委員	<p>さまざまな人権問題・その他の人権ということで、いろいろな課の施策をこ</p>

	<p>の中に入れていただいているので、まとめと言ってもまとめらしくないのですが、どの課でも人権ということを念頭に置いて意識をしながら利用者のサービスの保持に努めたりとか、事業者の立場に立ったりだとか意識ができるように実践をしていただきたいということを思いました。</p>
岡本会長	<p>これも評価ランクCとしていますが、この評価も含め、御意見等がございましたらどうぞ。</p>
原田委員	<p>言葉の問題ですが、今後の取組についての提言の3行目の「LGBT」ですが、この言葉が出たときは、こう表現されることが多かったんですけども、レズビアンとゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダーだけでくくれない人たちも実際に存在していて、ユニバーサルデザインのところに、性的マイノリティと書いていただいていますので、限定せずに、そのようにくくられたらどうかと思います。</p>
岡本会長	<p>なるほどね。楠本委員、いかがでしょうか。</p>
楠本副会長	<p>少し視点が違っているかもしれませんが、取組の評価の薬物のところで、薬物の危険性について知らせるとありますが、これと人権の問題とどのようにつながるかということなんです。提言のところに今までやっていないことに評価するのはおかしいのかもしれませんが、薬物の依存から抜けようとしている、依存症からお互い自助グループなどを通じて依存状態から抜けようと努力されている方々にも目を向けるべきではないかと思います。だから、薬物の危険性だけをこれまで啓発活動でやってきたわけですけども、不幸にして薬物の依存状態になった人が薬物の依存状態から抜けようと努力されている方もいらっしゃいますし、公的支援も始まってきていますので、それについて努力をされている方々の努力にも目を向けるということも今後必要になってくるんじゃないかなと思っています。</p>
岡本会長	<p>今後の取組ですからね。貴重な御意見をいただいております。 ほかよろしいでしょうか。</p>
青木幸枝委員	<p>「子どもの貧困」とあるんですが、「子ども」は取ってしまったでもいいのかなと思います。</p>
岡本会長	<p>ただの「貧困」にしてよろしいですか。今はこういう言葉を扱いますけれども。</p>
佐藤委員	<p>「子ども」というのは大事だと思います。</p>
青木幸枝委員	<p>もちろん大事なんですけど、ここの貧困を見ていくと、当然、保護者が貧困に陥っているから子どもも貧困ですし、今、大人で貧困に陥っている人を追っかけていくと、子どもときに教育の機会が得られていなかったり、社会的なネットワークにつながるすべを教えられていなかったりだとか、つながっていて、今、大人が貧困に陥っているのは、子どもときに十分なことをもらっていないために陥っている場合も多いので、そう考えると、子どもに限定しないほうが、もちろん子どもは重要ですが、限定しないほうがいいかなと思います。</p>
岡本会長	<p>それも先ほどから言っていますように、28年度評価のここに入れるかどうかは、かなり問題はあるかと思っています。入るものなら入れたらいいと思いますが、そのあたりは楠本委員の御意見も。</p>

楠本副会長	<p>子どもの貧困と特に言う場合は、相対的な貧困に目を向けていて、絶対的な貧困に陥っているわけではないけれども、ほかの子どもたちと同じような活動がしにくい。そこに目を向けさせるとというのが子どもの貧困というときには込められているので、通常の貧困とは別な意味合いを持たせている場合があるように思うので、私は貧困と子どもの貧困とを列記しても構わないのではないかと思います。</p>
新開委員	<p>先ほどの薬物の危険性についての評価のことですが、評価表の236の生涯学習課の事業について見させてもらったので、広くは考えていませんでした。</p>
岡本会長	<p>先ほどから言っているように、今の段階の判断基準で割り切るところが出てくるので、そのあたりは配慮しながら直せるところは直していくというようなことにしたいと思います。</p> <p>それでは、最後のさまざまな人権課題・その他の人権。評価ランクはCでよろしいでしょうか。</p> <p>ありがとうございます。いろいろと熱心に意見を出してもらいました。もっと発言をしていただくとよろしいんですが、このあたりで終わることといたします。</p> <p>進捗状況の評価はこれで終わるわけですが、いただいた御意見、それから幾分修正を加えるところも出てきていますし、こういうところにつきましては、私と副会長、それから事務局も入ってもらって整理をして、そして皆さんにお知らせをしたいと思います。私と副会長に一任をしてもらうということで言っておきたいと思いますが、一任をお許しいただけますか。</p> <p>ありがとうございます。それではそのようにさせていただきたいと思います。事務局もよろしくお願います。</p>
人権課長	<p>少しよろしいでしょうか。先ほどから、差別解消に向けた3法の話がありましたが、評価書の5ページの下に、平成28年度は、障害者差別解消法、ヘイトスピーチ対策法、部落差別解消推進法という差別解消の三法が施行されたといった文章を記載させていただいています。</p> <p>これはまとめとして、この記載がありますが、その前段と申しますか、個別のまとめのところで、それについての記載をしていただいても結構ではないかと思いますが、もしよろしければ検討委員さんと協議をし、御配慮をいただけるのであれば、多くの委員さんから御意見もいただきましたので、修正していただければと思います。私どもとしましては、次の年度で御提言をいただくといたしますと、さらに1年遅れての提言となりますので、今回の御提言でいただきますと、次年度の事業計画に反映する検討もできますので、早めに御提言をいただければと思っています。</p>
岡本会長	<p>本来なら3ページに戻って検討していただくところですが、皆さん読んでいただいていると判断いたしまして、総合的な評価・提言というのは、このところに任せておきたいと思います。ただ、御意見等があるかもしれませんので、それについては事務局のほうへ入れていただくと有り難いと思います。そういうお願いをして、一応ここでくくらせていただきます。皆さん誠に御苦労さんでした。ありがとうございました。</p>
事務局	<p>会長、議事進行ありがとうございました。委員の皆様も長時間にわたり御審議いただきましてありがとうございました。本日、評価していただきましたこの評価書につきましては、また、正副会長と評価検討委員さん、それから我々事務局で整理いたしまして、また新たなものを後日送付させていただきます。</p>



人権担当理事	<p>完成版につきましては、後日、ホームページに掲載させていただきます。 それでは、最後に南人権担当理事が本日のお礼を申し上げます。</p> <p>委員の皆様、長時間、熱心に御審議をいただきまして、どうもありがとうございました。</p> <p>委員の皆様からいただきました御意見や御提言を参考に、津市人権施策基本方針に基づき、新たな取組も取り入れながら、今後も施策を進めてまいりたいと考えています。</p> <p>また、今年度におきましては、今後の人権施策に反映させていきたいの思いから、人権問題に関する市民意識調査を実施し、現在、集計や分析を行っているところでございます。</p> <p>今後におきましても、一人ひとりの個性を認め合い、人権が尊重される明るく住みよいまちづくりを進めてまいりますので、皆様のお力をお貸しいたきますよう、よろしく願いいたします。</p> <p>本日はどうもありがとうございました。</p>
--------	--